

第二章 指定電気通信設備に係る競争政策

第一節 アクセス回線の重要性

1. 固定系アクセス回線を用いる競争

電気通信サービスは利用者の端末の受発信により提供されるから、電気通信事業者は何らかの手段で自らの電気通信設備と利用者の端末設備とを接続する必要がある。電気通信事業法が起草されていた 1983 年頃は携帯電話がなく¹³⁰、主たる競争市場として固定系の電話サービスを想定していたから、これを利用するには電気通信事業者の拠点ビルから各会社や各家庭まで有線回線を引く必要があった。当時は国内の電気通信サービスを電電公社が独占的に提供していたのだから、各会社・家庭までを結ぶ有線回線を保有していたのが電電公社のみであったのは当然である¹³¹。当時、先行する競争市場として注目していた米国においては、AT&T がそれまで課されていた営業上の制約の撤廃と引き換えに地域のアクセス回線を有するベル系電話会社 22 社¹³²の株式を手放すという「1982 年修正同意判決」が現れ、AT&T、MCI、スプリントの 3 社が中継系電話サービスで競争することとなっていた。当時の地域アクセス回線は電話局から各会社・家庭内の電話機まで 1 対の銅線を引くものであり、膨大な設備投資と建設期間を要したから、複数社が並行して建設するようなものではなく、米国においては中継系の 3 社が公平に地域ベル電話会社のアクセス回線に接続して通信を成立させる方式がとられた。我が国においてもこれを念頭に置きつつ、施行当時の電気通信事業法は、回線設置事業者の接続協定と共用協定を郵政大臣の認可事項とし[当時の法 38]、当事者間の協議不調の場合の協定締結命令、協定の細目裁定の制度を準備した[当時の法 39]。

2. 無線系アクセス回線を用いる競争

その後移動通信が急速に普及¹³³すると、無線によるアクセス回線の重要性が高まった。無線の場合も、全国万遍なく電波が届くように基地局を整備するには相当の設備投資を要するが、固定系のように道路上におびただしい数の電柱を建てたり、地下ケーブルを張り

¹³⁰ 無線を用いた端末としては自動車電話、船舶電話、ポケットベルが存在していた。

¹³¹ 僅かな例外として、国鉄が自社線路沿いにケーブルを敷設して駅間の通話に用いた鉄道電話などが存在した。

¹³² BOC と呼ばれていた。AT&T から分離した後「地域ベル電話会社」7 社に再編された。

¹³³ 2000 年には携帯電話と PHS の加入数が固定網の加入電話・ISDN 契約者数を抜いた。